

農政商工観光委員会会議録

日時 平成20年3月5日(水) 開会時間 午前10時09分
閉会時間 午後5時12分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 棚本 邦由
委員 深沢登志夫 渡辺 亘人 皆川 巖 高野 剛
堀内 富久 金丸 直道 白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 進藤 一徳 観光部理事 野呂瀬 一 観光部次長 佐々木 正彦
観光企画課長 榊原 章男 観光振興課長 堀内 久雄 国際観光振興室長 窪田 克一
観光資源課長 金子 辰男

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 雨宮 進
農政部技監 矢野 一男 農政総務課長 安藤 輝雄 指導検査室長 望月 剛
農村振興課長 狩股 寿雄 果樹食品流通課長 西島 隆 畜産課長 渡辺 富好
花き農水産課長 進藤 政秀 農業技術課長 山本 一 耕地課長 加藤 啓

議題 (付託案件)

第14号 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例中改正の件

第41号 県営土地改良事業施工に伴う市町村負担の件

(調査依頼案件)

第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

第27号 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光部、農政部、企業局、商工労働部・労働委員会の順に行うこととし、午前10時09分から午前12時09分までと、休憩をはさみ午後1時34分から午後1時56分まで観光部関係、休憩をはさみ午後2時18分から午後3時18分までと、休憩をはさみ午後3時43分から午後5時12分まで農政部関係の審査を行った。

観光部の議案説明の際、平成19年12月14日の本委員会で作された「富士スバルライン」に関する質疑、並びに12月17日に行われた現地調査に基づき各委員から提案された「富士の国やまなし館」に対する意見について、執行部からあわせて説明を受けた。

主な質疑等 観光部関係

第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質 疑

(南アルプス環境保全対策費について)

金丸委員

観光資源課の関係の350万円の予算、南アルプス林道と公園線の乗り入れに対する料金徴収の関係についてです。この規制期間を、前後で10日延長することになったわけですが、もう少しこれを延長できないのかなという思いを私は持っているわけです。始まりが6月25日からということですから、新緑のシーズンが終わってしまうんじゃないか、それから、終わりも11月9日ということですから、これも紅葉のシーズンはもうちょっと先じゃないかなと、そんな思いがあるわけです。北岳などに登山をする人はまた別かもしれないけれども、一般の人で新緑だとか紅葉を見たい人は、むしろそういう時期の方がいいのではないかなと思うのですが、これはどうして規制期間を6月25日から11月9日の138日間となったのか、延長はできないのかということについてお尋ねをしたいと思います。

金子観光資源課長

マイカー規制の期間というのは、まず道路管理者が冬期閉鎖期間を定めて、その残った期間をマイカー規制するということです。冬期閉鎖期間はどうやって定めていくのかということですが、凍結・融解という問題があります。落石が非常に大きな事故を招くということですが、その凍結融解に伴い落石事故が多発するというので、実は11月には既に県道・林道とも凍結・融解を繰り返しまして石の地盤が緩みます。緩みますと当然落石が起こるということで、これまでは11月からは落石防止のために冬期閉鎖期間としていたわけですが、地元の強い要望がございまして道路管理者との協議を進める中で、ぎりぎり11月9日まで何とか安全を留意しながら、延ばしていただけたということで決定をしたところです。

また、県道・林道とも、いわゆる糸魚川から静岡への構造線という、非常に地盤が緩いところに道路が形成されているということで、道路管理者としても安全がまず最優先ということで、そういう日程にしたところです。人命にかかわる重大事故を招くことが一番の問題になりますので、地元とも協議した結果、6月25日から11月9日まで、去年に比べますと10日間延長ということで、御理解をいただいたところです。

金丸委員

冬期は11月9日で凍結をするのかどうかは、私も現地を見ているわけではないし、標高が高いところの気候というのはよくわかりませんが、ただ11月9日ではまだ凍結というところまでいかないのではないかなと思っているので申し上げました。春は6月25日からということですね。これは特に凍結をする状況ではないと思われるということですね。大雨が降ったりして地盤が緩んで土砂崩れという心配は、むしろ6月25日以降の方が多いいと思います。

道路管理者との調整で、できるだけ危険を未然に防ぐということから、期間を短縮することは一番無難だとは思いますが、逆に夏の間もすべてとめてしまえば、全く事故もなく済むということになる。しかし、観光資源ということと登山者の要望にこたえてということで、管理者とも調整していると思うのです。今、糸魚川構造線という地震帯が通っているという話がありましたけれども、それは夏場の規制を外しているときも同じだと思います。危険があるのは1年じゅう同

じことだと思うので、あえてここで強調すべきではないと思うのですが、理由として登山客が少ないから、この期間を閉鎖するという考え方もあるのかどうかも含めてお答えいただきと思います。

浅川委員長 金子観光資源課長、簡潔に説明してください。

金子観光資源課長 まず春先ですが、やはり凍結・融解の繰り返しによって浮石等が出ますので、地盤が安定するのは、道路管理者の今までの経験則の中で6月初めまでかかる、また落石が落ちた後の路面の清掃や、壊れたガードレールの修理、こういうものはどうしても半月くらいかかるということで、6月中旬以降のオープンでしかできないというのが道路管理者の判断です。

それから、危険は全期間及ぶではないかという点ですけれども、確かにそのとおりですのでマイカーで多くの車が危険な状態に会うより、バスによって安定して定期的に運搬する方が、危険率が少ないだろうと考えています。また、冬季閉鎖は登山客が少ないからということではなくて、あくまでも道路通行の安全性ということが第1で、自然保護というのが第2の要件だと考えています。

金丸委員 言っていることはわからないわけではないんです。3年ぐらい前からこの規制は強化されてきたと思いますが、それ以前は自家用車もどんどん乗り入れていた時代があったわけです。ただ、林道を開設してから、その後だんだん地盤などが緩んだり、設備等が老朽化をしたりして、相当危険性をはらんでいることから、こういう規制をしたということも承知しているわけですが、先程、春先凍結してまた緩んで落石して、その土砂を片づけたりという話がありましたが、そんなに毎年ガードレールが壊れたり、落石があるということなのか、その辺、私の理解ではそんな状況にはないと思っていたわけで、その辺をもう少し細かく説明してくれますか。

金子観光資源課長 私どもも現場を見て歩いていませんので、道路管理者の報告を信じているわけですけれども、道路管理者は毎年その道路を管理をしていて経験則もありますし、その道をいかに安全に通行できるかというのが道路管理者の使命ですので、きちんと判断をされていると思っています。

金丸委員 土木部の道路管理者の任務だということですが、やはり観光部でもその辺はきちんと把握しておく必要があるのではないかなと思います。向こうの話をうのみにするのではなくて、観光資源として取り組む以上は、みずからも把握をもらって、観光部としては資源として活用するという点からは、期間を延ばすことが望ましい姿だと思いますので、そこはぜひ理解をしておいてもらいたいと思います。

また、南アルプスを世界自然遺産にという取り組みも、静岡と長野と山梨の各県の近隣市町村で取り組んでいるわけですし、できるだけ環境を破壊しないという点でのマイカー規制というのは十分に理解できます。そういう中で、今回、課別説明書の観14ページのところで環境保全対策費350万円を盛られているということではありますが、このマイカー規制の経費の仕組みについては、新聞などでも報道されていますが、せっかくの委員会ですので、この場で改めて説明をしていただければと思います。

金子観光資源課長 南アルプスのマイカー規制については、平成17年からことしまで、3年間、安全対策工事のため実施してきました。道路管理者権限で規制してきたので、当

然、規制の経費についても道路工事の中から支出をしてきたという状況でありませぬけれども、この安全対策工事が今年度で終了するため、来年度以降その規制の根拠をどうするか、また経費をどうするかという問題が発生しています。それで警察当局とも協議を進めた中で、来年度以降は道路交通法による公安委員会のマイカー規制を実施していく。それから、経費については今まで地方公共団体あるいは事業者が負担してきたわけですが、やはり豊かな自然環境を維持するためのマイカー規制ということですので、今後新たに利用者協力金という制度を導入していきたいと考えているところです。

全国で25カ所ほどマイカー規制を行っている中で、長野県の乗鞍エコーラインあるいは岐阜県の乗鞍スカイラインで、このような利用者協力金を徴収しています。私どもは片道1人100円という想定をしています。経費の負担割合としては、官と民を1対1、半々で考えています。官は県と地元の市町で半々、それから、民については交通事業者と先ほど申し上げた利用者協力金で、賄うことを考えています。具体的には来年度のマイカー規制の経費が1,400万円という試算ですから、官と民の半々で官が700万円、民が700万円になります。この官の700万円を県と地元市町で半々にして、県が350万円、地元市町が350万円という負担割合になります。それから、民については交通事業者である山交バスとタクシー事業者で125万円の負担をしていただいただけということですので、700万円から125万円引いた575万円を、利用者協力金の方から賄っていかうと考えています。利用者ですけれども、3年間の平均がおおむね6万人ですので、100円掛けるとちょうど600万円、安全率を掛けても575万円は十分確保できるのかなと思っております。そのような仕組みですが、あくまでも実施主体は南アルプス山岳交通適正化協議会になっています。

金丸委員 今6万人掛ける100円という話でしたけれど、往復徴収するんでしょう。そうすると、1,200万円になると思うんだけど、そこはどうなんですか。

金子観光資源課長 失礼しました。片道3万人ということで往復6万人ということです。

金丸委員 下の方の駐車場については、料金徴収をしないということですが、協力金の考え方というのは環境保全のためなのか、駐車料金なのか、道路維持のためなのか、ゲートにいる人たちの人件費なのか、いろいろ考えられますが、どのような位置づけで協力金をいただくということなのか、説明してもらいたいと思います。

金子観光資源課長 まず自然公園法の中に国・県・地方公共団体、事業者あるいは自然公園の利用者は、それぞれの立場で適正利用等に努めなければならないという考え方があります。これに基づいて今回のマイカー規制の件につきましても、国・地方公共団体・事業者あるいは利用者からも負担をいただく中で、マイカー規制を実施していこうという考えにのっとったものです。駐車場については、全国でも駐車料金を徴収してそれで賄っているところも確かにあります。ただ、南アルプス市の場合、芦安では駐車場が8カ所に分散されます。それから、早川町の奈良田では2カ所に分散されます。駐車料金をとるとするとそこへ1人1人、人を配置しなければならない。そうするとその駐車料金を徴収する人件費の方がかかってしまうので、費用対効果を考えるとやはり駐車料金を徴収するのはベターではないと判断をしたところです。また、駐車場はすべて市町に用意いただくので、無料という扱いとしたところです。

金丸委員 駐車場の話をしたから話がそれてしまったけれど、料金徴収の位置づけ、その

目的は何なのかを明確に言ってください。

金子観光資源課長 まずマイカー規制の経費に充当していきたいと考えています。ゲートの管理人や駐車場の人件費等がかかりますので、マイカー規制をすることによって、豊かな自然環境の維持ができるという考えの中で、マイカー規制の経費に対して協力を求めていきたいと考えています。

金丸委員 わかりました、人件費に充当するということですね。それから、バスの場合はバス料金に100円上乗せをする、タクシーはおりたときに乗客からもらうという形ですけれども、これを拒否した場合の対応はどのようなのですか。

金子観光資源課長 あくまでも協力金ですので強制はできないと考えています。拒否があった場合ですが、乗鞍においてはそういうトラブルは今までなかったと聞いておりますので、もしそういう場合があれば丁寧に説明して、協力をお願いしたいと考えています。

金丸委員 料金徴収する人の資質もあると思いますが、協力してくださいと親切丁寧にお願いするよう、徴収する人の指導もしてもらいたいと思います。

それから、このマイカー規制、100円を徴収することによって観光客の数に影響するのではと、心配事としてはあるわけですが、その辺はあらかじめ全国にインターネットなどで周知しておくことということですか。今までは協力金なんてとられなかったけれども、ことしからとられるということで、啞然とする人が出ていけないと思うので、その辺の対策というのはどのように取り組まれているかお聞きします。

金子観光資源課長 事前にやはり広報が必要だと思っていますので、山岳情報や、県の広報、あるいは、チラシ、また県のホームページ等で周知徹底を図っていきたいと思っています。また、3年間でアンケート調査を実施したわけですけれども、85%以上が、協力金制度については否定をしないという回答をいただいていますので、十分協力が得られるのではないかなと思います。そして何よりも必要なのは終わった後に、マイカー規制の経費がどのように使われたのかをきちんと説明をしていくことが大事だと思っています。

金丸委員 わかりました。観光振興ということでこの取り組みがされるのは、私は非常にいいことだと思っています。観光に来る人とか、あるいは、登山をする人たちというのは、できるだけ自然の状態を求めてやってくる人が多いと思うので、そういうところに特に留意いただいて、この取り組みを進めてもらいたいということをお願いしたいと思います。

あと、少し反対のような意見になるんですが、冬場の閉鎖期間に猟をする人たちが入りたいという話があります。これは観光資源課の話ではありませんが、猟友会の人たちの要望を、何かの方法で考えてもらうことができないかなということなんです。道路管理者の所管もあるけれど、山に登るということだと観光部の所管もあると思うし、また、みどり自然課の所管もあるということで、どこで話をすればいいのかわからないんですが、せっかく冬季閉鎖の話が出ているから今話をさせてもらいました。それほど件数が多いというものではないが、考えがあれば理事の決意をお聞かせいただければと思います。

野呂瀬観光部理事 今、先生がおっしゃったように部局がまたがりますので、こういうことこそ速

やかに関係者が集まって、解決できるかできないかについて、検討を進めることが非常に大事だと思いますから、早速、検討はさせていただきたいと思います。

(山梨県観光懇話会開催事業費について)

皆川委員 観光企画課の観4ページの山梨県観光懇話会開催事業費で、「今後の観光振興のあり方を検討し、施策の推進を図るため懇話会を開催する」とありますが、この懇話会のメンバーには観光カリスマは入っているようだけれども、そのほかどんな人が入っているのか、またどうやって選んだのかを教えてください。

榊原観光企画課長 観光カリスマや、観光学の学識経験の方、それから、観光事業者の方等です。懇話会の設立目的である今後の山梨県の観光振興について御意見をお持ちで、なおかつ業界の意見や、学界の意見などを申し述べていただける方々を選任させていただきました。

皆川委員 何人ですか。そしてインターネットかなにかで公募したんですか？

榊原観光企画課長 選考方法は公募ではありません。委員の人数は13名です。

皆川委員 メンバーはだれが決めたんですか。

榊原観光企画課長 観光部において選定させていただきました。

皆川委員 年何回ぐらい開く予定で、第1回目は大体いつ頃ですか。

榊原観光企画課長 平成19年度においては、懇話会の全体会議を3回、専門部会を2回開催しています。年度内にもう一度ずつの開催を予定しています。それから、平成20年度においては4回の開催を予定しています。第1回目は具体的にはまだ決定はしていませんが、5月頃と考えています。

皆川委員 その懇話会の検討内容はどんな内容ですか。

榊原観光企画課長 平成19年度においては新しい山梨県観光振興基本計画について御検討、御意見をいただいています。3回につきましてはその件についての御検討をいただきました。残りの1回については全体的な計画以外の点について、山梨ならではの観光振興についての御提言をいただく予定です。

皆川委員 どういうところに反映できる成果が出たんですか。

榊原観光企画課長 新しい観光振興基本計画を策定する中で基本理念を定めたということ、それから、その論議の中で新たな新しい事業が幾つか平成20年度予算の中で、結実をしたということが成果と思っています。

皆川委員 基本理念ができたとのことですが、その理念を教えてください。

榊原観光企画課長 観光振興の基本理念については、本会議でも答弁させていただきましたが、地域の力を示す、それから、地域の人々が誇りを持って生き生きと暮らして、訪れる人を温かく迎えてくれることができる、そういう地域をつくっていくことが観光振興の基本理念であり、地域づくりが観光地づくりの基本ということが計画の

中で定めた基本理念です。

皆川委員 地域づくりはもともと当たり前といえば当たり前なことです。懇話会で確認されたということですか。13名で3回やった出席率はどうですか。

榊原観光企画課長 時によって欠席される方もいましたので、おおむね毎回10人前後の方に参集いただきました。

皆川委員 10名前後ということは11人であったり、9人であったりですか。一番少ないときは何人ですか。

榊原観光企画課長 3回それぞれの出席者数は今手元にありませんが、一番少ないときで9名くらいだったと思います。

(やまなし観光地域経営支援事業費について)

皆川委員 わかりました。観の9ページの観光振興課の観光促進指導費の中のやまなし観光地域経営支援事業費ですが、「観光地の再興を図るため、観光、経営などの専門的知識やノウハウを持つアドバイザーを派遣する」とあります。このアドバイザーというのがよくわからない。このアドバイザーは一体どのように選ばれているのですか。

堀内観光振興課長 アドバイザーについては、地域で議論する中でいろんな形があるのかなと考えています。ですから、例えば温泉をテーマにして地域を興そうというところであれば、温泉利用に詳しいアドバイザー、要するに健康と温泉を結びつけたようなアドバイザー、もっと広い意味で言いますと、例えば観光によるまちづくりをするようなトータルなアドバイザーもいるでしょうし、個別のテーマによっては例えば食にこだわるのであれば、地域の食材を使った新しい食の魅力の開発にたけた人というように、さまざまなプロのアドバイザーのニーズがあるのかなと考えているところです。

皆川委員 再興を図るということは、もとがだめになったものをもう一回興すということでしょう。再興というのはもとがあって初めて出てくる話ということですね、今の話はそういうことだと思います。もともたない場合はどうなるんですか。アドバイザーは要らないということですか。

堀内観光振興課長 観光地をつくっていくというのは、基本的には地域の観光事業者を初め住民の方ですとか、さまざまな方の意欲ある取り組みというのが1つベースになっていくだろうと考えています。ですから、そういった取り組みをする熱意ある皆さんの集団に市町村も加わりますし、観光部ではプロジェクトチームをつくって、アドバイザーとともにやっているような議論を交わす中で、地域を元気にするテーマについて検討を進めていくというのが当面の取り組みです。

皆川委員 抽象的でちょっとわかりませんね。具体的に例えばどんな場合にどういう人をアドバイザーとして派遣するのか、その選び方はどうなのかお聞きします。

堀内観光振興課長 例えば一時非常に団体客が多かった石和温泉というところを例にとるとすると、石和についてはまだ温泉がナンバーワンの売り物と考えています。御存じのように石和温泉では温泉療養プログラムの認定の第1号ということで、温泉を使

っていかに健康になるかという仕組みが既に動き始めてはいるんですが、なかなか利用する方が少ないという実態もあります。ですから、私どもが考えるのは今回の大型観光キャンペーンにおいてもシニアのニーズにこたえる。シニアのニーズというのは健康だったり、いやしだったりしますので、仮に石和温泉で温泉を使ってということだと、温泉と健康を結びつけて、あと医療の面から検証するようなアドバイザーで、具体的に温泉を使ってこういう療養をすると元気に健康になりますよとか、またもう一つは、例えばいろいろな病気、メタボリックであれば健康食という食の切り口からも、提案ができるアドバイザーということが想定できるかと考えています。

皆川委員 これは今回初めてですか。

堀内観光振興課長 はい。

皆川委員 まだ事例はないんですね。

堀内観光振興課長 個別に地域でアドバイザーを呼ぶことはあったかもしれませんが、ただ、今回私どもが考えたのは地域の人たちの熱意ある取り組みに、県も観光部を中心に支援チームを送るとか、あと、私どもだけでは専門のノウハウがありませんので、先ほど申し上げたようなアドバイザーも一緒に行っていただいて、議論して元気になるいろんな取り組みを進めていきたいと考えています。

皆川委員 温泉の石和の場合については、健康アドバイザーというのがお医者さんとか、健康食品に携わる人かと思いますが、それはその都度だれがどういう基準でアドバイザーになるんですか。また、お礼はどのくらい渡す予定ですか。

堀内観光振興課長 基本的に地域に行っているいろいろな議論をして、テーマが決まった後、専門の方を選んでいくことになります。ですから、まずは地域へ行ってさまざまな議論をすることが第1として、アドバイザーへのお礼という形で県費200万円の予算は計上しましたけれども、さまざまな組み合わせがありますし、お礼についてもさまざまな料金がありますので、200万円の枠の中でなるべく多くの専門家の力をかりるといって取り組みをしていきたいと考えています。

皆川委員 では、これは要請があって初めて出てくる話ですか。それとも県で見ている「あそこちょっと最近落ち込んだな」と思うと派遣するんですか。

堀内観光振興課長 基本的には観光地づくりは地域の問題で地域の熱意だと申し上げました。ただ、私どもが県全体の観光振興を図ると考えたときに、今までも市町村や地域の観光協会からいろんな相談も受けておりますので、やはり市町村と情報交換を密にして、そういう相談を切り口として、今後の事業につなげていきたいと考えています。

皆川委員 かなりあいまいな感じがするんですけども、こうやって新しい事業をするときはかなりデータをとって、いろいろなことを想定しておかないと、200万円といってもすぐ使ってしまうかもしれませんよ、そうでしょう。お礼といたってさまざまな人がいるわけですから、簡単に予算を載せているようで、もう少し事前に検討したらよかったのではないかなという気もしますけれども、まあ、頑張ってください。

堀内観光振興課長 ありがとうございます。

皆川委員 終わります。

(産業観光振興事業費について)

渡辺委員 平成19年度の6月の補正予算に、産業観光振興事業費100万円という数字が載っていて、今度の予算も全く同じような内容で100万円計上されていますが、どのような事業に対する補助金でしょうか。

榊原観光企画課長 これは平成19年度から3カ年事業として山梨県中小企業団体中央会が行う事業に対する補助金です。平成19年度においては「山梨県産業観光ガイドブック」の作成、ガイドブックを活用した宣伝、そしてセミナーの開催、ランドオペレーターの研究という事業を行っています。平成20年度についてはその成果をもとにして、さらに新しい事業を展開していき、最終的には平成21年度で終了するわけですが、その時点で中小企業団体中央会傘下の企業が、産業観光を受け入れることができるような体制の整備ができることとなります。

(観光促進指導費について)

渡辺委員 ありがとうございます。観光企画課に質問ですが、ページは課別説明書の3から4ページです。平成19年度に富士の国やまなしロングステイ促進事業費300万というのが臨時で計上されていたんですけども、今回の予算にはそれが載ってない。富士の国やまなしロングステイ促進事業費は、本県ならではの観光資源を活用したテーマ性のある長期滞在型の旅行を試験的に実施するということがあったわけですが、20年度はないわけですか。それはどういう目的でなくなったのか、また、要らなくなったのかお聞かせ願いたいと思います。

榊原観光企画課長 平成19年度の臨時事業ということでロングステイの事業を組み立てさせてもらいました。これは3泊4日以上山梨県内の宿泊滞在型観光を振興するための新しいツーリズムということで、モデル的に実施をしたものです。ちなみに3つの企画を行ってしまっていて、現在までに2つの事業がJTBと日本旅行で商品造成されて終了しています。現在残る1事業について実施中ですが、ここで造成された新しい旅行商品については、以後も展開が図られるという意味で、19年度の単年度事業として終了はしますが、以後につなげていけるものと受けとめています。

渡辺委員 ありがとうございます。同様に、平成19年度に、舞鶴城公園において県民が自発的に年間を通じて開催する歴史や文化を感じさせるまつりに対して助成するということが、商工会議所への500万円の助成だった、富士の国やまなしまつりモデル創造支援事業ですが、20年度は計上されていないのですが、終了したと理解してよろしいのでしょうか。

榊原観光企画課長 まつりモデル創造事業費補助金は、平成17、18、19の3カ年の補助事業ということで、本年度で打ち切りということですか。

渡辺委員 はい、いいです。

(ワインツーリズム振興事業費について)

高野委員 3ページのワインツーリズム振興事業費200万円ですが、4分の1の補助率200万円の予算で、補助先はNPO法人等と書いてあるが、幾つあるんですが。

榊原観光企画課長 補助先については、年度が明けたらすぐ公募をかける予定です。単独のNPO、もしくは幾つかの団体がまとまって応募することもあるでしょうし、プロポーザルを受けて、その内容によって採択させていただきたいと考えています。

高野委員 これは甲州市でやるんですね。ワインツーリズムというのはできるところが限定していますよね。山梨県の場合、勝沼でしかできない。それで補助先がNPOとあるんだけど、これ市ではないんですか。

榊原観光企画課長 事業主体については市と十分協議を重ねて連携する中で選定していきたいと思っています。

高野委員 いや、要するに市が事業として取り組むんだから、逆に言えば、補助先が市でもいいのではないかなという話なんです。

榊原観光企画課長 総事業費800万円で想定していますこの事業の考え方は、民間の力を活用して、補助先が事業全体の半分を、この場合は400万円を出して、残りを県と市で補助するという形で考えていますので、県と市が連携をして、NPO等に対して補助するという考え方です。

高野委員 いや、そうでなくて甲州市でもこのワインツーリズムをやりたいという話ですよ。要するにこの事業は市と県で協力して、県が4分の1、市が4分の1補助すれば自己経費は2分の1になるということですよ。だけど、何で補助先がNPOなのかなと思うんです。市の事業もしくは県の事業でないと、ツーリズムにならないのではないかなと思うんですが。

榊原観光企画課長 ワインツーリズムは基本的にワイナリーをめぐり、地元の食材等を楽しみ、それから、甲州市で念頭に置いているのは近代産業とか、さまざまな観光資源を結び合わせて、点から線、線から面という、新しいツーリズムの形態を考えるとこととして、これらのノウハウを持つところが実施主体としてやれば、より効果的なワインツーリズムができるのではないかと考えています。

高野委員 いや、よくわからないんですが、じゃあ、極端なことを言えば、そのツーリズムを行うのはワイナリーでなくてほうとう屋でもいいのか、それとも例えばパンフレットを個人でつくって、例えば市から4分の1、県から4分の1であるから、2分の1は実費で出してもいいからやろう、つくったパンフレットに値段もつけようという話でもいいということですよ、今の話だと。

榊原観光企画課長 ツーリズム全体をコーディネートできるだけのノウハウを持っているところに、やっていただくと考えていまして、例えばパンフレットをつくり、宣伝をし、誘客を図れるという一連のことができるところ、そしてルート設定ができるところ、最終的にはそれらの経験を甲州だけではなくて、県内で他にある幾つかのワイン産地で共有できるようなものとして普及もできる、そういうノウハウを持ったところと考えています。

高野委員 いや、ただワインツーリズムというのは一番初めに言ったように、全部で80

社のワイナリーがあるうちに30数社が勝沼にあるんだから、ワインツーリズムをやるとなったら多分勝沼でしかできないはずだよ。今の説明だと一番危惧することは、ワイン屋さんだけが先頭に立ってしまうということです。補助金がもらえるから何でもいいから申請して、補助金もらってこれしよう、あれしようという、今そういうことがワイン産業地域では結構問題になっているんです。県がどんどんお金を出してくれる、今度フランスへも県で醸造を勉強に行く、県はワインに対して全部で5,000万も出していると。このワインツーリズムは例えば市がある程度考えてやっていくというなら、我々も受け入れができるけど、はっきり言って、今、それができる人といったらそれはワイン屋さんしかいないよ。だから、組み立てが少し変かなと思っているんですが、考えを聞かせてください。

榊原観光企画課長 基本的には事業実施主体というのは実行委員会をつくりますので、中にはワインの関係者の方もいるでしょうが、地元の観光関係の方もいるでしょうし、ワイン事業者だけではなくて地域を挙げてできるような体制の中で補助していきたいと考えています。

高野委員 だんだんわからなくなってきたんですが、今から考えていくといっても少し早めに考えていかないと、知事の言う最小の経費で最大の効果にはならないのではないかなと思うんです。

ただ、少なくとも市と県はしっかり話を合わせて、どのように進めていくかということが大事だけれど、地域が協力してくれないとできない。この予算を見ると、何となく受け入れ先があいまいなような気がするんだけど、しっかり目的を持って行わないと、実際観光振興にならない気がするんです。だから、特にこの部分は、地元の市と協議をしてもらわないと困ると思っているんですが、その辺りを伺いたい。

榊原観光企画課長 甲州市と緊密な連携を図りながら、きちんとできるようにしていきたいと思えます。

(山梨県観光懇話会開催事業費について)

白壁委員 先程観光懇話会の話がありましたが、観光懇話会というのは理念をつくることが目的ではなかったように認識していますが、観光懇話会の今のところの成果という理念だけでしょうか。

榊原観光企画課長 理念はその一部です。観光振興基本計画の中に提言を反映させていただいてまして、また、具体的な事業としても平成20年度の予算の中で、幾つか結実をしたものがあります。それから、今後の話ですが、3月じゅうに第4回目の懇話会を開催する予定でして、そこでいただいた提言については、当然ながら市町村並びに関連団体等にフィードバックをして、情報の共有を図っていきたく考えています。

白壁委員 専門部会に分かれたということですが、専門部会に分かれて細かいところの計画を立てながら、いろいろ意見をいただいて、1つの方向性を出していくということでしょうか、私は以前、専門部会の1つは、エリア的なものを考えていくべきだという話をしましたが、その点については協議の中に入っているのでしょうか。

榊原観光企画課長 専門部会については、平成19年度については観光振興基本計画の議論のまと

めということでしたので、地域別の点については検討課題には入っておりません。

白壁委員 例えば地域の資源というのは幾つかありますね。例えば富士北麓地域だと富士山があるでしょう。北杜だと清里や他にもたくさんあると思うんです。今度は、その資源と資源を結びつけることが絶対必要だと思うんです。だから、前にも、エリアというものも重要視しないとだめなんですよという話をしたと思いますけれども、これからエリア的なものもぜひ加味していただいて、方向性を出していただければと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

榊原観光企画課長 県全体のことも当然ですが、県内各地域それぞれ個性的なものを持っています。そのエリアのよさを生かしていくという形で、懇話会の中で論議いただくということも今後していきたいと思っています。

白壁委員 それと来年度の観光懇話会の成果の目標といいますか、この程度まで目指すというものがあつたら、説明していただければと思います。

榊原観光企画課長 平成20年度の懇話会の目標については、定量的に何を幾つというものではなく、課別説明書に書いてありますとおり、一番大きな課題はポスト大型観光キャンペーン、今後の山梨県の観光振興についてのありようというものを、意見としていただくことが1つの大きな目標であると考えています。

白壁委員 ポスト大型キャンペーンというのはどういう意味でしょうか。

榊原観光企画課長 平成20年度で大型観光キャンペーンが終了します。本県をめぐるさまざまな追い風、いろんな仕掛けが平成20年度で一たんは途絶える。「風林火山」に始まり最後ディステーションキャンペーンで平成20年度が終わるわけですが、その後の新たな観光振興についてのありようを検討いただくということが、1つの大きな目標であると考えています。

白壁委員 極めて大きな目標になるんでしょうが、今年度の目標なのか、それともこれからあと何年続くかわかりませんが、それまでの目標ということなんでしょうか。先ほども話がありましたが、予算の中で大づかみにいろいろやらないとならないこともよくわかります。だけど、1つ目標値というのが設定できないと、その目標に向かって進歩していくわけですし、それをクリアするために努力するわけですから、この点いかがでしょう。大型キャンペーンが終わったり、「風林火山」が終わったりで、今後大変なことになる。再興も図らないとならないでしょうし、それを維持・向上させなきゃならない。そのためにどうしたらいいのかということが、1つの大きな目標だと思うんです。20年度予算としての目標があると思いますが、いかがでしょうか。

榊原観光企画課長 懇話会はその時々々の時宜に応じたといいますが、観光振興のための提言をいただくということとして、当面平成20年度につきましては、ポスト大型観光キャンペーンの話が一番かと思います。目標ですけれども、これは観光懇話会の目標ということではありませんが、観光振興基本計画の中では、計画最終年度の平成22年度までの数値目標を掲げていますが、これを達成するためのいろんな提言というものも、当然ながらいただくということです。

(中国観光セールス強化事業費について)

白壁委員

スペシャリストでプロフェッショナルな提案力豊かな実績のある13人の方々の集団ですので、今後よりよい形で提言いただいたり、また実行していただけるようお願い申し上げる次第です。

次に、観光部の12ページになるんですか、今、中国・台湾に相当力を入れて、いわゆるインバウンドを強化していこうという方向の中で、中国へ専門スタッフを設置ということですが、具体的にどのような方々を何人、どういう形でというところをお聞かせいただけますか。

窪田国際観光振興室長 中国におけるセールスの強化として、北京の旅行業界、またはメディアなどに関係が深い人脈を有するコンサルタント会社の特定の方をお願いをして、山梨の魅力を各旅行会社、またマスコミ等に定期的に随時提供する、また、中国の観光事情の様子を定期的に情報収集するという形を考えております。1名を1年間という形で考えています。

白壁委員

情報収集ということですが、インバウンドをどの程度ふやすのかという目標があると思うんですね。目標値はどのくらいなんでしょうか。

窪田国際観光振興室長 現在の外国人観光客の目標は、2010年までに100万人を山梨県に呼び込むというものです。

白壁委員

それで中国はそのうちのどれくらいを占めているんでしょうか。

窪田国際観光振興室長 中国は最近の経済成長に伴って個人所得が上昇していきまして、非常に海外旅行がふえております。特に日本にはふえていきまして、国の昨年の宿泊統計を見ますと、中国からの観光客は今県内の外国人観光客の43%を占めております。この傾向は前から比べると非常にふえていきまして、今後とも増加すると予想しています。

白壁委員

その中で、修学旅行も相当ふえていると思いますが、どの程度前年比でふえているんでしょうか。

窪田国際観光振興室長 海外からの青少年の観光客として受け入れる教育旅行は、非常に県のために有効ですので力を入れていきまして、今年度は1,500名を現在までに受け入れています。前年度は1,400名です。

白壁委員

もっとふえているのかと思ったんですがそれほどふえてないんですね。北京にスタッフを置いた理由というのはどういうことなんでしょうかね。北京は人口が多いからなのか、それとも向こうのエージェントが北京にあるからだとか、理由がいろいろあると思うんですが、今は北京よりも上海からの人たちの方が多いような気がします。その点いかがでしょうか。

窪田国際観光振興室長 中国から日本への観光客の出身都市は中国の沿岸部を中心にふえています。上海は以前からたくさんふえております。富裕層が多いというのが理由です。そこで全国の都道府県経済団体等は、23団体ぐらいが上海に事務所を設けております。上海の方はそういう形で皆お客さんを引っ張り合っている状況です。しかし、上海に次いで北京も非常に富裕層が多く、市場としては有望な市場となっております。しかし、北京には全国の先ほど言いましたような事務所が3団体のみという形で、まだ非常に余りがあるということなんです。

また、昨年、知事のトップセールスで北京へ参りました。そして北京の市長と観光交流に関する覚書を結びまして、北京の観光関係のエージェント、また旅游局等とも関係がありますので、今後伸びる、また、ほかとの競合の激しくないところという形で北京を選定しております。

白壁委員 なるほど、上海は競合他県が多いが北京は余地があるということですが、上海もやはりこれからまだまだ伸びる余地があるし、近隣の天津なども相当伸びているということもありますから、その辺の誘致も重要だと思いますが、ぜひ北京の方も頑張ってもらいたいと思います。
それと前に新聞で、観光面で県と天津との連携という話もありましたけれども、その後どうなっているのでしょうか。

窪田国際観光振興室長 天津との関係については、今のところ進んではいません。

(富士山総合保全対策推進事業費について)

白壁委員 天津もこれから伸びる地域で、修学旅行で山梨の方へ来るといふ方々が相当多いという話を聞きましたので、天津も1つのターゲットにさせていただきたいと思えます。
それともう1点、14ページですが富士山憲章制定10周年記念ということで、静岡県との共同事業ということですが、予算的には500万円、これはどこで、どのような規模で行い、どのようなイベントを組まれようとしているのか、お伺いします。

金子観光資源課長 静岡と山梨共同で行うわけですがけれども、今回は山梨県を会場としてやる予定です。内容的には記念フォーラム、シンポジウムあるいは富士山ポエムの全国募集ということを考えておりますけれども、これは4月に静岡と共同で実行委員会を立ち上げて、詳細については決めていくということですので、今、現在ではこの程度の内容ということになります。

白壁委員 記念フォーラムというのはいつ開催されるんですか。

金子観光資源課長 富士山憲章が平成10年11月18日に制定されましたので、11月18日が誕生日ということになりまして、この日に開催を予定しています。

白壁委員 具体的なことは、まだ決まっていないということでしょうか。

金子観光資源課長 記念フォーラムですから、両県の知事に出席をいただいて、大きな大会ができないかなと今は考えています。それから、富士山の功労者というの表彰をしていきたいとも考えています。また、ポエム大賞ということで富士山の思いを詩にさせていただいて、全国募集をしていこうといったことを、今のところはまだ素案の段階ですが、そんな感じで進めたいと考えています。先ほど申し上げましたとおり、4月に入って早速実行委員会を開催する予定ですので、詳細についてはそこで静岡県と協議する中で決めていきたいと思っています。

白壁委員 山梨県を主体にということ、500万円は折半じゃなくて山梨の方が比率が、予算の金額が多いということですか。

金子観光資源課長 共同開催ですので両者が同じ金額を負担するというので事業費全体は1,0

00万円を予定をしています。

白壁委員 1,000万といえば相当な事業ができますよね。場所はまだ決まってないのでしょうか。

金子観光資源課長 大きな会場をということで、想定していますのは富士急のハイランドリゾートですが、まだ静岡県との合意を得ていませんので一応仮押さえてあります。

(エコツーリズム推進事業費について)

白壁委員 これから富士北麓地域が国際コンベンションエリアとして県でも相当乗り出しているということで、また、富士山文化遺産ということも出てきています。1,000万円の事業というのは相当大的なものですから、富士山憲章というものを中心にしながら、しっかりとこれを国内に宣伝できるように頑張りたいと思います。

エコツーリズム推進事業ということで南アルプス等が出ていまして、手前みその地域の話で申しわけございませんが、富士北麓地域に青木ヶ原というエコツーリズムに最適な地域がありまして、ここをエコツーリズムの1つの舞台にぜひできないものかなと。ただ、そこは自殺の名所ということで相当地元でも困っているところなんですけど、エコツーリズムと絡めながら観光のメインになるようなことを考えていただきたいと思います。富士北麓の青木ヶ原樹海と言われている辺りのエコツーリズムについて、いかがお考えかお聞かせ願いたいと思います。

金子観光資源課長 まさに富士北麓はエコツーリズムのモデル地域だと認識をしまして、また、県の中でも最先端を走っている地域だと思います。実は平成16年から18年と富士北麓地域が環境省でエコツーリズムのモデル地域に指定されまして、これを受けて今年度から3カ年で、エコツーリズムの全県展開をしていこうということで、南アルプス地域、八ヶ岳地域、奥秩父・多摩地域、この3つをエリアとして、今事業展開をしているところです。

白壁委員 富士北麓地域をモデル地区としてというのはどういう意味でしょうか。

金子観光資源課長 平成16年から18年までの3カ年、環境省のモデル地区として指定されました。その成果を受けて今度は県が3カ所を、重点的に振興していこうと取り組む予定です。

白壁委員 国の事業としての認定を受けて、成果をほかの地域のノウハウとして生かそうとすると、今まで結果的に東海自然歩道の問題など、国立公園特別地域の中で手のつけられないところも相当あったと思います。この点についての認識はいかがお持ちでしょうか。

金子観光資源課長 ただいまの質問については認識をしないので、この場では発言ができません。後日回答させていただければと思います。

白壁委員 具体的にどんなノウハウが得られたんでしょうか。

金子観光資源課長 エコツーリズムは新しい旅行のシステムですので、地域へまず根差すため各首長をトップにした推進協議会を立ち上げました。それから、いろいろな地域に埋

もれた地域資源があるわけですが、エコツーリズムに活用するために地域資源の洗い出しをして、調査をして、それを受けてモデル的なエコツーリズムのコースを設定して、全国に発信をしているという状況です。

白壁委員 その調査の中で東海自然歩道の問題では、NPOに協力していただいたり、その中で自然保護団体がとめに入ったり、いろいろなことがあったと思うんですね。前回の参議院選のときに、前首相がそこでパフォーマンスをしたら環境保護団体が邪魔に入ったりと、いろいろなことがあったと思うんです。この辺のノウハウというものが、ほかの地域で生かされているということでしょうか。

金子観光資源課長 3カ年の取り組みを今進めているわけですが、今年度は先ほど申し上げました推進体制の充実、来年度はエコツーリズムを進めるためには人材育成、ガイド等の育成が必要だろうということでガイド育成、3年目にはモデルツアー案を全国へ発信するという組み立てで考えています。

白壁委員 そういうノウハウを生かしながら、これから県内のエコツーリズムの推進を積極的に図っていただきたいと思います。

討 論 な し

採 決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

所管事項

(大阪事務所の役割について)

棚本副委員長 関西から西に行きますと「山梨はどこにあるんでしたっけ」とよく言われます。そこでこの関西方面の観光客の誘致という先ほど説明がありましたが、大阪事務所の果たす役割というのはどのように考えておられるか、お伺いします。

榊原観光企画課長 現在、大阪事務所は所長以下4名の体制で仕事をしていますけれども、大阪事務所の一番の仕事は、京都・大阪、近畿地方の各旅行エージェントと親しい間柄をつくって、地の利を生かして山梨県を直接売り込んでもらうということです。今年度は、新たに近畿より西の地域、中四国、九州に私どもも直接セールスに行っていますが、そのときに向こう方面に明るい地の利を生かして、一緒に行ってもらって売り込みをしている、現在そのような形で向こうでの観光振興の先兵として活動してもらっています。

棚本副委員長 わかりました。本年度と来年度で大阪事務所が果たす役目は変わってくるんでしょうか、何か違ったものが打ち出されるんでしょうか。

榊原観光企画課長 基本的に従来どおり関西を拠点にして売り込んでいくということには変わっていません。

棚本副委員長 やはりそれを前進させることを私は評価いたします。ただ、同じ予算措置をして同じものを例年どおり踏襲していくということになりますと、何かひと工夫ほしいところです。これは全国に対しても必要なことだと思いますが、山梨県というブランド自体が中途半端なように思えてならないんです。これだけ隣接県とこちらは思っているのに、東京ですら山梨県の場所に首をかしげる人もたまにいる

わけですから、この辺、山梨県のブランド確立ということで、大阪事務所が特に果たしていく必要があるかなとも思いますが、その点いかがお考えですか。

榊原観光企画課長 御指摘のように山梨県ブランドをきちんと認識していただくということは非常に重要でして、先ほども申し上げましたが、京都・大阪はもちろんそれより西の地域、中四国、九州の方にも今年度は足を伸ばしました。そのときに、先ほどの御指摘のように、山梨県に対する認知度が低かったということを改めて知ったわけですが、それで強力に売り込みまして、新たな旅行商品もことし幾つか造成されました。来年度はさらにフォローアップを続けて、認知度を上げていきたいと思っています。それから、19年度で行った大阪事務所の新しい取り組みとしては、京都の2つの小学校の生徒さんたちに、授業の中で桃の宣伝をさせていただくという地道な取り組みもしておりますので、今後そういう方面でも強化をしてもらえると考えています。

(地場産業振興センターについて)

榊本副委員長 ぜひともお願いします。やはり1つずつの積み上げが、しっかり実を結んでくると思っていますので、ぜひともこの辺をがんばっていただきたい。

それから、これはお答えいただかなくて結構ですが、放送局によって関東であったり、甲信越であったり、関東と山梨であったりと、こんな県は全く珍しいと思います。それだけに活用の仕方では伸びる可能性もあると思いますので、山梨県ブランドをマスコミや報道にも申し入れをしていただく中で、総務部なり企画部なり観光部なりと連携して、それが観光の力になると思いますからよろしくお願いします。

もう1点、地場産業振興センターの予算措置がしてありましたので、運営に県として人も派遣していることも承知していますが、地場産業振興センターにどのようにかかわっておられるのか、お聞きします。

堀内観光振興課長 現在、地場産業振興センターは県内に3カ所あります。甲府と富士川と吉田ですけれども、県がどのようにタッチしているかということですが、それぞれ地場産業振興センターは財団法人で運営しています。先ほど予算のお尋ねがありましたが、基本的に各地場産業振興センターに2名県の職員を派遣しています。それから、建設時に高度化資金を借り入れています。また、富士川と郡内については運営費という形で、派遣人件費、高度化の償還金、運営費の支援をしているという状況です。

榊本副委員長 わかりました。所管ですので金額の話はこれ以上問いませんが、例えば前年を踏襲して無条件で同じ条件で、財団の運営について後押しをするのか。と伺いますが、やはり地場産業振興センターというのは知る人ぞ知るというような状況にあるような気もします。県内にいても全く知らない人もいます。現場では努力されているということは承知した上での発言で非難ではありません。ただ、どこもそうでしょうけれども、やはり魅力あるセンターづくりに取り組んでいかなければならない。従来どおり、設置されているから無条件で、前年どおりでいいというわけにもなかなかいかない時代になっています。県として魅力ある地場産業振興センターづくりにどのようにかかわっているのか、教えていただけますか。

堀内観光振興課長 決してただ単に県がお金を出すだけということではありません。毎年、毎年、片や経費の節減、片や収入増を目指して、多くの人に来てもらうというソフトの仕掛けも、各地場産業振興センターが取り組んでいるところです。例えば富士川

の地場産業振興センターであれば和紙を使った灯りの展覧会ですとか、吉田の地場産業振興センターであれば、全国区ですが、端ぎれのアートコンテスト、あと、ボランティアの方々が織物の体験教室を毎日開いているとか、さまざまな取り組みを改善する中で少しでも知ってもらおうという努力はしているところです。また、平成16年から地場産業振興センターは観光部の所管になりました。今大型観光キャンペーンを一生懸命行っている中においても、一緒にキャラバンに行っただけで地場産業振興センターを売り込むとか、観光部に所管するというメリットをもっと生かすような取り組みも、現在進めているところです。

棚本副委員長 わかりました。懸命に県でいろいろな工夫もされ、助言もされているようですが、この運営にさっきのアドバイザーではありませんけれどももう少し、県民なり外からの声を入れるようなことは考えていませんか。今までどおりの運営方式が最良だと思っておられますか。

堀内観光振興課長 日々の来館者のニーズについてはアンケート調査等をして、お客さんのニーズにこたえるという事業展開を行っていますし、当然地場産業振興センターは管内の市町村から運営費の負担金もいただいていますので、この前も市町村の担当課長の会議に出席していろいろな意見を賜りましたし、いろいろな要望もありました。また、観光のニーズが変ってきているという大きい流れを受けて、県も全面的に一緒になって市町村の方々と議論をして、新しい展開へ足を踏み出しているという状況です。

棚本副委員長 わかりました。最後に、地場産業振興センターは、今ぎりぎりの運営だと聞いていますが、将来の重荷にならなければいいけれどという心配もあります。地場産業振興センターについては、市町村との連携の中で運営されているということですから、ぜひともこれが市町村と観光部のかけ橋になったり、あるいは、これからの地域観光の牽引力になることを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

(富士ビジターセンターの運営について)

堀内委員 河口湖にある富士ビジターセンターの運営ですけれども、これはどのような方式で運営しているのですか。

金子観光資源課長 富士ビジターセンターについては指定管理者制度を導入してまして、現在、富士急建設と富士急サポートのJVが受託しています。

堀内委員 指定管理ということですが、観光部としてこれ以外にどのような施設を、指定管理者に任せているわけですか。

金子観光資源課長 現在観光部ではビジターセンターと、先ほど出ました郡内地場産業センター、この2カ所だと承知をしています。

堀内委員 指定管理者制度の選定方式ですが、これはやはり何社かあって選定をするわけですか。

金子観光資源課長 あくまでも公募形式ですので、富士ビジターセンターの場合は6社上がってきましたけれども、数字はその都度変わるものと思います。

堀内委員 6社あって1社を選ぶわけですが、その選定方式というのは例えば土木で言う総合評価方式といったようなきちんとしたマニュアルがあるというようなことで選定しているわけですか。

金子観光資源課長 選定に当たっては県の基本方針というのが定められました。全庁的に同じ仕組みでやっているわけですが、特にビジターセンターの場合は経営基盤の安定とか、観光事業のノウハウという20項目を選定基準にして審査をしたところ です。

堀内委員 やはり金額的な面でもかなり左右されるわけですか。

金子観光資源課長 提案価格についても20項目ある審査基準の1つということで、特段に安いからということだけで特に重点を置くということはありません。

堀内委員 よくわかりました。おそらく今後指定管理者制度がふえていくと思いますが、選ぶときにはやはり公平・公正な目で見て選んでいただきたいと思います。

(航空機を使った観光振興について)

金丸委員 これは行政がやれることではないので、民間の力を借りることになるし、費用対効果の問題もあつたりするので、検討できるかどうかということになりますが、国内で上空から風景とか、あるいは外国では、例えばペルーのナスカの地上絵などを飛行機で見たりする観光もあります。

総務委員会は観光というよりも県土全体を把握するというので、県の「あかふじ」や警察の「はやて」で上空から県下を眺めたりしていますが、同じように「あかふじ」や「はやて」を使うわけにはいきませんが、航空学校もあるし、突拍子もない話だと言わずに、考えてみたらどうでしょうか。特に中国や、台湾、シンガポールといった東南アジアなどからも観光客を呼ぼうということであれば、そういう地域からは先ほど来話があるように富裕層の人が来るんですね。

もちろん日本へ来るには飛行機でくるけれども、1万5,000メートルという高いところを飛んでいたら風景がわからない。それを、ヘリコプターに乗って「ここが富士山のでっぺんでございます、噴火口が見えます」とか、「こちらが八ヶ岳です」という遊覧飛行もおもしろい発想ではないかと思うんです。実現性は非常に難しいかもしれないけれども、今後の検討としてぜひ考えてもらいたいと思っているんですが、簡単には結論を出すというわけにはいきませんが、検討してもらえるのかどうかについての見解をお願いします。

浅川委員長 では、部長、思いもこめて。

進藤観光部長 山梨の魅力をどう売り出していくか、国内だけではなくて外国からのお客さんにも、山梨らしさというのを訴えていくのに、飛行機を使って山梨をごらんいただくとか、宣伝するというのは1つの有効な方法だとは思いますが、ただ、具体的にだれがどう行うのか、費用をどうするのか、施設面をどう考えるのか、課題がたくさんあると思いますけれども、今まで具体的に観光サイドでそのような検討をしたこともありませんので、今の御提言をいただきながらどのように可能かどうか、検討させていただければと思います。

主な質疑等 農政部関係

第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質 疑

(漁業調査指導費について)

堀内委員 課別説明書農の22ページの花き農水産課の関係でお聞きします。漁業調査指導費の中のカワウの食害防止総合対策事業について詳しく教えていただきたいんですが。

進藤花き農水産課長 カワウの飛来状況の調査、擬卵の置きかえ、かかしの設置や、駆除等を行う事業です。

堀内委員 山梨県の場合は例えば富士川だとか、桂川だとか大きな川がかなりあるんですけども、そういうところでそのような駆除といった措置をしているわけですか。

進藤花き農水産課長 カワウについては、営巣地の固体数をできるだけ減らすということで、先ほどの擬卵の置きかえですとか、最近ではドライアイスによる駆除といったものをしていまして、また、最近では鉄砲等が使えるところについてはそれで駆除等も行っていきます。今、現状ですと山梨県には最大で1,000羽、平均的には600羽くらいが来ています。

(魚の住める豊かな川づくり事業費について)

堀内委員 それから、あと2つほどお聞きしたいんですが、1つは次のページの魚の住める豊かな川づくり事業費で、予算が37万円ということですが、どのような事業なのかお聞きしたいと思います。

進藤花き農水産課長 河川や湖に生息する魚等の保全、それから、河川や湖の適正な利用に関する知識の普及啓発をねらいに取り組んでいる事業です。この事業は4つの小事業からなっていて、1つ目の事業としては内水面の知識の普及啓発として、「たくさん命をはぐくみ、豊かな自然環境を生み出す川を大切にしていこう」をスローガンに、遊漁者、イベントの参加者等を対象として、パンフレット等を配付して河川・湖沼を利用する場合のルール・マナーの啓発を行っています。また2つ目としては、湖沼・河川の実態調査を行っていて、平成19年度については、河川におけるアユの冷水病の発生状況調査等を実施しています。3つ目としては、内水面の利用者指導活動として、一般河川や湖を巡回する巡回指導員の講習会を開催するとともに、巡回指導員による河川・湖沼の環境保全についての指導等を行っています。最後に4つ目ですが、内水面漁業の活性化活動として、山梨の水産親子体験ツアーを実施して、漁業の体験、水産施設の見学等を通じて魚のすめる環境学習を実施しています。

堀内委員 魚の住める豊かな川づくり事業費ということで、題名は何か非常に大きな、どの川もきれいになる、水質もよくなる、ごみもなくなるというような印象を受けますけれども、予算を見たら37万円ということで、大分がっかりしているところです。私の地元にも県で管理している一級河川が幾本もあるんですけども、中には非常にごみがあって、普通では、ちょっと魚がすめないような川がたくさん

んあるわけですね。地元からもどうにかして欲しいという要望がかなりあるんです。絶えず悪臭が漂っているところもあるし、実際に本当にこうたうようでしたら、ぜひ予算をもっと計上していただいて、本当に実際に川に魚がすめる昔のような川にぜひしていただきたいと思います。これは花き農水産課だけでは、ちょっと難しい話だと思うんですね。例えば大気水質保全課だとか、河川砂防課辺りと話をする中でそういう河川を本当にこの事業名のごとく、魚のすめる河川に1日も早くしていただきたいと思います。

それと最後に今のアユの冷水病ですけれども、幾年か前は非常に発生しまして、実際川に釣りに行ったときにはもうアユがいなかったと、そういう話を聞いているんですが状況をお聞きしたいと思います。

進藤花き農水産課長 アユの冷水病の発生状況につきましては、平成19年5月から8月にかけて、冷水病の発生の有無、発生日、発生場所等の調査を実施しています。結果ですけれども、国中地域での冷水病の発生は見られておりません。これは水産技術センターの冷水病フリーの苗の供給等に伴って発生していないということです。また、一部の地域で冷水病に罹病しているアユが見られたということですが、これについては未検査のアユが放流されたと私どもは理解をしています。

堀内委員

この冷水病というのは字のごとく、おそらく水が冷たいから病気が発生するというのではないかなと思いますが、我々の住む都留市にはきれいな桂川という川があるんですが、放流して幾日かたつとかなりアユが浮いてくるというのが現状です。話が戻りますけれども、2年ほど前に都留の青年会議所で講演会を開いた時に、『釣り人』という東京の有名な雑誌の社長が来て桂川を見まして「水質は確かにいい」と、「でも、ごみは関東一円では一番悪い川だな」と講演の中で話をされて、私もそれを聞いて地元に住んでるので非常につかりしたことがあります。これは恐らく冷水病とは関係はないと思うんですが、またせっかくお金をかけて稚魚を放流しても冷水病があればむだになってしまいますので、その辺をしっかりとやっていただくということと、また河川のごみ等の対策にぜひ力を入れていただきたいと思います。

進藤花き農水産課長 アユの冷水病ですけれども、ストレスがかなり強いと冷水病にかかりやすく、低温な時期、それから、川が濁っている時期というときにも冷水病が発生しやすいということとして、未検査の種苗を導入している地域においては、冷水病フリーの種苗の導入、他の河川で釣ったアユの持ち込み禁止、それから、釣り用具の洗浄・消毒の徹底を行って、冷水病に罹病しにくい方向で進めていきたいと考えています。

それから、川をきれいにするということですが、近年、河川等の利用者のマナーの低下ですとか、ごみの投棄があったりということで、一般の利用者にも水辺の知識啓発といったものがが必要です。先ほど少しお話もありましたが、森林環境部においては河川の水質汚濁の状況の監視、それから、工場等の排水規制、生活排水の対策も行っておりまして、また、土木部においても河川の美化事業、河川の再生事業も実施しています。今後も関係部局とも連絡を密にして、水産物資源の保全、それから、河川や湖の適正な利用に関する知識の普及啓発を図って、楽しんだ後のごみの持ち帰り、また、魚のすみやすい川づくりを進めていきたいと考えています。

(有機農業推進事業費について)

仁ノ平委員

環境保全型農業とは何か、また有機農業とは何か、お伺いします。

山本農業技術課長 環境保全型農業とは、可能な限り環境に負荷を与えない農法ということになっていまして、土づくりを通じながら化学肥料や化学農薬の投入を制限して、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産方式ということで定義づけられています。有機農業ですけれども、有機農業も化学肥料あるいは農薬を使用しないという環境負荷低減の農法でもありますことから、環境保全型農業の一部であると我々は認識しています。

仁ノ平委員 確認したいんですが、有機農業というのは化学合成農薬と化学肥料を全く使わないと認識してよろしいのでしょうか。

山本農業技術課長 化学合成農薬と化学肥料、あともう一つ、遺伝子組みかえを入れないと、この3つが要件になっているのが有機農業ということです。

仁ノ平委員 遺伝子組みかえのものを使わないということは、鳥のえさなどということと理解していいのかと思うのですが、環境保全型農業は化学合成農薬や化学肥料を低減するという農業であると、そして有機農業というのは全く使わないということをお教えいただいたんですが、有機農業の本県の実態というものを教えてください。

山本農業技術課長 まず本県の有機農業の取り組みの実態ですけれども、私どもも有機農業の中で、有機JAS制度に認定されているものしか把握していないのですが、県内で18事業者が認定されています。栽培面積は31ヘクタール、生産量が325トンということで、そのうちの90%程度が、生産数量で295トンほどですけれども、北杜市で生産されている状況です。それから、有機JASの認定農家が栽培している品目ですけれども、コマツナとかホウレンソウ、それから、スイートコーンなどの野菜が中心となっていて、中には75品目ほどを栽培している農家もあると聞いています。そして、販売の関係ですけれども、特に宅配や生協との取引が全体として多い。さらに県内ではスーパー、あるいは、レストラン、直売場などで販売されておりますけれども、やはりみずから販売先を開拓している生産者がほとんどだと聞いています。

仁ノ平委員 県内有機JASの認定を受けている者は18事業者ということで、生産者の分母からすれば大変少ないという印象を受けるんですが、それはなぜなのでしょう。

山本農業技術課長 ご承知のように一般的な農家につきましては農業収入の確保という観点から、農薬などを使用して安定生産に向けて努力しているというのが実態です。有機農業については先ほど申し上げたように、化学肥料や化学農薬を使わないので、1つは労力がかかる。これは特に除草の面などに考えられると思います。あと技術的に安定するまでの間は肥料が減少したりで品質が低下するということが、また資材コストが非常にかかる。それから、これも問題なんですけれども、取り組みのための技術が確立されていないということ。そして高価格で販売するための販路の確保が難しいという状況がありまして、有機農業に取り組む人たちは非常に少ない状況でございます。

仁ノ平委員 そのような困難な状況の中にあるわけですが、来年度、県はなぜここで推進計画を作成し、有機農業を推進していくことになったのか、これまではそういう有

機農業を後押しする取り組みはなかったのか、そういうことも含めて教えてください。

山本農業技術課長 今までもそれぞれ個々には有機農業に取り組む者も何人かはいました。ただ、先ほど申し上げましたように流通の場に乘せる場合だと、やはり有機JASの認定を受けて販売しなければならないということがありましてなかなかふえていないんですけれども、今回、国で有機農業の推進に関する法律が施行されたわけです。有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進することや、あるいは、消費者の安全かつ良質な農産物の利用がふえてきているということを背景として法律が施行され、昨年4月、国は有機農業の推進に関する基本的な方針を策定したところです。これを受けて各県では平成23年度までに、県の有機農業推進計画を策定しなさいとされています。

もう一つ、県内においても有機農業の推進に意欲のある例えばやまなし自然塾とか、あるいは、やまなし有機農業市民の会といった幾つかの団体がありますが、その団体もこの法を受けながら積極的に取り組む意思表示が出てきたということがございます。そういうことがありまして私どもとしては、来年度、有機農業推進計画を策定して、有機農業者を初めとして、関係機関団体等と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

仁ノ平委員 取り組む生産者は18名と少ないながらも、応援しようという市民の会もあるとのことであり、私もその会は存じ上げていますが、環境負荷が低いということ、あるいは、安全性の高い生産物が手にできるということで、消費者サイドとしても歓迎したいと思っています。来年度策定しようとしている県の推進計画はどのようなものか、そしてどう推進していくのか、教えていただきたいと思えます。

山本農業技術課長 まず有機農業の推進計画を策定していきたいと考えていますけれども、それについては有機農業推進協議会を設置して、幅広い層の中で意見を聞いていきながら、推進計画をつくりたいと考えているところです。現時点では有機農業に関する知見あるいは技術が余り集積されていないという状況の中で私どもも平成19年度から試験研究で取り組み始めたんですけれども、そういう試験研究の取り組み、あるいは、広く県民に有機農業を理解してもらうためのシンポジウム、それから、先ほど申し上げたように有機JAS認定者は18名ですが、それ以外に個別に取り組んでいる方々もいらっしゃいます。そういう方々の情報の共有化などに努めながら、一步一步着実に進めていきたいと考えているところです。推進計画の内容的には国の基本方針をもとにしながら、技術開発あるいは体系化、あるいは、どのように普及していくか、また消費者の理解の方針をどうしていくか、また流通販売面でもどうしていくかというような、いろいろな面から今後内容を詰めていきたいと考えています。

仁ノ平委員 無農薬、無化学肥料の有機農業は、やった者でしかわからない御苦労や困難を抱えての生産活動だと思います。今御答弁があったようにぜひ取り組んでいる生産者の方々の意見をよく聞いた上で、現実合った推進計画になっていくといいと思っています。委員会の冒頭で有機農業者が積極的に取り組めるように、そしてまた有機農業者がふえるようにこの計画を立てるとの課長の説明がありました。観光農業から環境保全型農業へ、そして有機農業へというのは大変大きなハードルがあるかと思いますが、本当にわずかでもいいですから、有機農業に移行していく生産者がふえますように、ぜひしっかりと事業を進めてほしい、ずっとこの事業を見詰めていきたいと思っています。しっかりした取り組みをと要望して終

わりにいたします。

棚本副委員長

事業名に環境保全とあるので、ここで触れさせていただきますけれども、私の住む東部地域は光化学スモッグが頻繁に出ているのですが、全県の問題としては扱っていただけない。頻繁に出るものですから、最近はもう目まいがしたりしても被害届も出さないという状況です。

光化学スモッグは、京浜方面の大気汚染もあるけれども、最近是中国の大気汚染からも影響があって、5年か10年たつと農作物にも1割ぐらい影響が出るという報道が、過日されていまして。私もそこではとりましたけれども、今まで人体のことだけ気になっていきましたが、農作物に影響が出るという報道がなされた以上、大気汚染による農業への影響を視野に入れるという考えはないかどうか、お聞きします。

山本農業技術課長

現在、私どもも、試験研究機関で地球温暖化の関係で取り組みを始めたところでして、大気の影響というのは現在取り組んでおりませんが、ただ地球規模の問題の中で農作物に影響がもし仮に出てくるとするならば、いずれ全国的な情報も得ながら、また必要に応じながら研究に取り組んでいきたいと思っております。現時点ではまだどちらかという温暖化の方が優先して取り組んでいるという状況ですけれども、京浜方面あるいはまた大陸からの影響もあるかもしれませんが、全国的な様子を見ながら必要に応じて取り組んでいかないとはいえないかと思っております。

棚本副委員長

わかりました。たまたま関連で触れさせていただきましたが、5年か10年すると、1割の作物に影響が出ますよと報道されている以上、やはり環境先進県をうたっている本県農業にも本当に密着した問題ですので、このことも視野に入れながらまた新年度に推進できるようなところがあれば対応をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(普及指導管理運営費について)

高野委員

農の32ページの普及指導運営費の2,267万円の内容を教えてください。

山本農業技術課長

普及指導運営費ということで内容的には経常的経費が多いんですけれども、普及関係の普及計画の作成、普及機関の管理運営、それから、臨時職員の確保という内容で予算計上をしたところです。

高野委員

もう少し細かく教えてもらえますか。

山本農業技術課長

国補については共同農業普及事業の交付金ということで396万2,000円補助をいただいております。それにあわせて県費を1,800万円余を計上しております。実際に農家を普及指導する中で中央拠点、それから、農務事務所の農業農村支援課がどのような活動をしていくかということで年間の計画をつくります。どこの地域を、どういう作物で、どのような技術を使うかという計画で指導するのが計画活動で、もう1つが、現場の方から要請が来て指導する要請活動という、併せて2つの活動があります。計画活動は計画をつくって、それをもとにして活動していくわけですし、そういう計画書の作成、あるいは、実践活動に要する経費、また計画に基づいた実績の整理に要する経費というのが1つです。それから、当然それに関係する資料も必要ですけれども、そういう資料等の作成

に要する費用、それ以外に先ほど申し上げたように、普及関係機関の業務に必要な臨時職員、それから、普及関係機関の施設の管理運営等に要する経費ということをお願いしているところです。

高野委員 3日前に農家の人と研修に行ったら「普及はどこへ行けばいいのか」という話が出たけれど、今言った計画の中身というのは、例えばブドウはどこで指導する、モモはどこでという意味なのか、それとも普及指導体制自身がしっかりと周知されるように示す経費なのか、そこのところがよくわからないんですが。

山本農業技術課長 御質問のように普及活動をするときには普及指導員が勝手に動くわけにはいきませんので、先ほど申し上げたような計画をもとにした活動には当然この予算も使いながらきめ細かく指導していくようになります。

高野委員 今の答えだと、何となく普及指導員の人たちがまるで御用聞きに歩くような言い方だったんだけど、あくまでも地域の農家の人が農務事務所へ相談に来るということでしょう。今言っていることはわかるけれども、その前の要するに普及指導体制をみんなに周知する方法としてはどういう方法とるんですか。

山本農業技術課長 御指摘のように、いろいろな御意見をいただきながら普及組織を再度見直そうということで今進めています。その内容のリーフレットを作成して3月中旬までに生産農家を中心に、JAを通じて全戸に配布して、新しい再構築した体制を周知したいと考えています。内容的には、人員体制の見直しの内容とか、あるいは、中央拠点には専門指導スタッフを設定していますという内容、それから、農務事務所については普及指導員を2名～3名ふやしますという内容、また、中央拠点については技術普及センター、それから、農務事務所については地域普及センターという看板を設置しますという内容、それから、当然ですが、農務事務所の地域普及センターと技術普及センターの電話番号や主な業務内容、相談方法としては技術指導相談ということで、まずは農務事務所に相談をしてくださいという内容で周知したいと考えています。

高野委員 そういう啓蒙活動は平成19年度の予算でするんですか。

山本農業技術課長 19年度の経常経費の中でリーフレットを作成して周知する予定です。

高野委員 何にしても周知することが大事で、農家の皆さんにも、まずわからないといけないから、そこのところをしっかりとやらしてもらうように、お願いしたいんですが、考えをうかがいたい。

遠藤農政部長 普及組織の見直しについては、平成18年4月の組織再編によって、地域の実情に応じた対応ができないとか、どこに相談していいかわからなくなったという話を受けて、平成20年4月より人員体制を見直して、農務事務所の農業の支援課の普及指導員を2、3名程度増員する、それから、相談窓口を明確化して普及センターという名称を県7カ所にもう一度掲げるといって見直すことを考えています。委員御指摘のように、これらが4月に実際実施される前に農家の方に知られていなければ意味がないと思っていますので、ようやく具体的な活動計画等も詰まってきましたので、とにかく全戸の農家に認識していただけるように周知徹底を図り、この4月1日からの円滑な移行に努めたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

高野委員 はい、わかりました。

(農業振興公社経営改善緊急対策事業費について)

金丸委員 9ページの農業振興公社経営改善緊急対策事業費の2億2,550万円ですが、金利負担を軽減するために2億2,550万円という金額は理解に苦しむんだけれども、金利負担ということから考えるとこんなに多額なのは、どういうわけか説明をしてください。

猗股農村振興課長 公社が平成5年ぐらいから農地を買い増して保留していた土地が、農地の暴落によって売却することが非常に難しくなりました。銀行から資金を借りて金利を払ってきたわけですが、その金利が膨らんだために、金利負担を抑えるため、県から無利子で貸し付けるというものです。

金丸委員 そうすると、2億2,550万円がおおむね金利の負担でそっくり消えていくということですか。

猗股農村振興課長 当初14ヘクタールほど長期保有農地、不良債権農地という農地がありました。今年度までに9ヘクタールを売り抜けましたのであと3、4ヘクタール残っているわけですが、その当時の簿価と簿価割れをした差額も一緒に含めて県から無利子融資を受けています。

金丸委員 そうすると、今、金融機関から借りているお金というのは幾らぐらいありますか。

猗股農村振興課長 農の9ページに書いてあります2億2,550万円という金額になります。

金丸委員 借りている金が2億2,550万円だと、2億2,550万円の金利を負担しなければならないという解釈をしてしまうんですけども、農業振興公社が借りている2億2,550万円の金利はどうなるんですか。

猗股農村振興課長 当初土地を買うのにまず金融機関から資金を借りて、土地を買って一たん保有をしてきました。そのときの買入金額と売却価格との差額や金利負担分等を合わせた金額がこの2億2,550万円ということです。公社は独自で予算を持っていないので、県の債務負担等によって例えば3億円を信連等から借りて、それで農地を買って保有します。それを担い手農家などに売っていくわけですが、農地の下落によって土地が売れなくなってしまった。借りたお金にはそれに対する金利もついてきます。今まで14ヘクタール持っているうちの9ヘクタールを売ってきましたけれども、売ってもまだそこには簿価との差額があります。それと借入金等を含めて2億2,550万という金です。

笹本農政部次長 最初土地を買うときの原資は金融機関から借りました。当初は国補がつく、国の方で利子補給等もあるので、公社としては利子負担がない格好でした。その後、国の利子補給がなくなって利子負担が重くなり、金融機関からの借入金が増えてしまうという状況になりましたので、平成18年度から県が無利子で見合額を融資しています。公社が銀行から借りなくても済むように、そのことによって本来ならば金融機関から借りて利子負担を生じるわけですが、それを避けるために県の資金を無利子で貸し付けて、結果的に公社の金利負担をなくすという措

置をするために、県から単年度貸し付けをするという仕組みにしています。

金丸委員　これは、そうすると、金利だけでなく借りている金を返すということですか。そこをはっきり教えてください。

笹本農政部次長　土地も売れる分がありますので、本来借りなければならない額は変動しています。4月1日に必要な資金を公社に貸し付けて、3月31日に一たん県に返してもらおうというように、単年度で必要な事業資金を県で貸し付けているということです。

金丸委員　いずれにしても県が貸した金で金融機関に全部返してしまうということなのかをはっきりしてください。金利だけではそんなに必要ないですよね。

笹本農政部次長　平成17年度までは4億円相当ぐらいを金融機関に借りていました。そのままですと金利負担が重いので、18年度からは県の資金を貸し付けて、金融機関から借り入れのない状態にして、金利負担を避けるという意味で、元金相当分を県から貸し付けるということです。

金丸委員　貸付期間は1年ということですが来年のこの時期にはどういう扱いをすることになるんですか。

笹本農政部次長　それについては、また土地も売れたりしますので金額は変わるかと思えますけれども、当面必要な資金については単年度で貸し付けるということです。

金丸委員　今持っている農地は14ヘクタールから9ヘクタールが売れたから、3、4ヘクタールくらいという話がありましたがそういうことでいいんですか。

猗股農村振興課長　今年度までに9ヘクタール強の土地が売れています。あとは20年度の売却へ向けて今公募をかける段取りをしているところで、極力20年度中にすべての土地を売り抜きたいとは考えております。

金丸委員　不良債権なものだから、バブルの時代に買った土地も相当金額を抑えないと売れないということだと思えるんですけども、今持っている土地は3、4ヘクタールという話だけでも、大体どれくらいで売れるという見込みを持っているんですか。20年度中に何とか処分をしたいということだけでも、そんなに簡単に20年度中に今まで持っていた不良債権を処理をするということは、相当格安で売らなければ売れないのではないかと思うんですけども、そこはどうですか。

猗股農村振興課長　実際には例えば今持っている土地をすべて売ったとしても、今の実勢価格や、各市町村の農業委員会あるいは役場と協議する中で価格を設定していきますと、どうしても当時の簿価と2億円強の差額が出てきます。その分についてはまた農業振興公社とも協議する中で県の支援をある程度考えていかないとならないのかなとは考えています。

金丸委員　私も早くそういう不良債権は処分する方がいいという立場に立ちたいと思っています。なぜこうなったかというのは私も余り勉強してないからわかりませんが、農地を担保に農協がお金を貸し付けて、それが不良債権になって、農協から振興公社へ買ってもらいたいと依頼する、そういう流れもあると思うんですけど

ども、なぜ公社がそのように不良債権の土地を持ってしまったのかという点を、お答えください。

猗股農村振興課長 当時、農業経営基盤強化促進法に基づいて、各農家の担い手に農地集積をするというのが農業振興公社の非常に大きな目的でした。農地保有合理化事業といますが、農業をやめたいという人から農地を買い受けて、農業規模拡大を図りたい農家に売るのが農業振興公社の役目です。だれにでも売れるのではなくて、担い手となる人に売らないとならないという制約がありまして、なかなか欲しい側と売りたい農地がうまく合わないことが多くありました。そんなこともあって土地の下落とともに、保有が長期化してしまったというのが実情です。

金丸委員 農家が農協からお金を借りたけれど、返せなくて農協は土地を担保としてとったけれど、農協で持っていて困るから、振興公社で買ってもらえないかという、税金の節税の関係でたしかそういうルートもあったような気がするんです。農協が直接は第三者に売った場合は税金がかかるから、一たん振興公社で買って振興公社が第三者に売ることが結構あったのではないかなと私は思っているんですが、その辺はどうですか。

猗股農村振興課長 今までの調査ですと、そのような話は聞いておりません。農地を買う予定だった農家が経営が悪化したりして買えなくなって、農業振興公社がずっと持ってしまったという事例が、一番多くあったように記憶しております。農協から買うという話は今まで聞いたことがありません。

金丸委員 公社は農地を売買しても、税金がかからなかったと思います。農協の場合は売買するともちろん税金がかかるから、公社が間に入っている、それも結構多くが不良債権化した土地だという話を聞いたことがあるんです。もし私の聞いたことが間違いであれば訂正しますけれども、もう一回その辺は調べてもらってお答えいただきたいと思います。

猗股農村振興課長 確かに公社が間に入って土地の売買をすると800万円まで税控除があります。ですから、公社を通して農地集積するのが一番農家にしてみれば理想かなと思いますけれども、農協の肩がわりをしたというのは今まで調査した中ではないという状況です。

金丸委員 今後この予算は増加をしていくことは、ほとんどないと理解したいと思いますが、公社の経営健全化ということで、県でしっかり公社を指導してもらえるといいことではないですか。

猗股農村振興課長 今までの経験を参考に、今、公社の方では経営の立て直しをしています。体力的に保有することがきついものですから、即買い即売りといった形で買い手がある農地についてのみ買って、担い手に集積するという方法をとるようにして農地の売買を進めております。

(農業振興公社への融資に係る債務負担行為について)

金丸委員 今度はこの債務負担行為の3億9,270万円ですが、これは農業振興公社に事業資金を融資したことによって損失を受けた場合、その損失を補償するということですが、これはどういうことか説明してください。

猗股農村振興課長 例えば公社が新しい事業を展開する際、山梨県信用農業協同連合会等からお金を借りた場合、もし返せないときには県が補償するということです。

金丸委員 土地開発公社は米倉山を初めとした借金が相当あって、それと同じように農業振興公社の簿価と実勢価格の問題はあるけれども、今までの債務というのは振興公社はどのようになっているのですか。

猗股農村振興課長 今の公社の債務というのはここに計上してある2億2,550万円が、実際のマイナス数値ということになります。

金丸委員 先ほど実勢価格と簿価で売ったときに約2億円ほど安く売らざるを得ないという話がありましたね。そうすると、現状では現金の借金というのではないと。今保有する土地を売却をしたときの損益が赤字になるんじゃないかという理解でいいんですね。

猗股農村振興課長 おっしゃるとおりで、すべての農地を売却しても簿価との差額が2億円強出る、その分がマイナスと理解いただきたいと思います。

金丸委員 わかりました。今までの感覚だともっと借金があったように思っていました。最終的に土地を簿価より2億円安く売らざるを得ないということであれば、どこかで補てんをしないとなりませんね。仲介をして振興公社が利益を生むなんていうことはほとんどあり得ないと思うので。そうすれば、20年度中には努力して売れるようにしてもらって、赤字計上するならして、どう処分するかだと思いますが、いかがですか。

猗股農村振興課長 今、20年度中に何とか残りを売り抜きたいということで鋭意、今は画策をしています。ただ、先ほど言いましたようにどうしても簿価との差額が2億円強あります。それはまた財政当局と協議をする中で対策を考えていかなければならないと考えています。農業振興公社が最終的に持つ負債は2億円強と御理解いただきたいと思います。

金丸委員 2億円は県の債務残高の中には含まれているんですか、いないんですか。県の借金は通常県の債だけだと8,600億円くらいだけれども、臨時財政対策債や、土地開発公社などの債務保証を含めると1兆円を超えるということで、それを22年度末までには380億円減額していきたいと知事が言っていますが、その中にこの2億円が入っているのかいないんですか。

猗股農村振興課長 その債務の中には含まれております。

高野委員 今残っている2億円というのは今まで売った部分の簿価の差に、金利が足されている金額ということではないんですか。

猗股農村振興課長 おっしゃるとおり、売った金額と簿価との差額と金利を一緒に合わせて2億円ということですよ。

討 論 な し

採 決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第27号 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計予算

質 疑 な し

討 論 な し

採 決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第14号 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例中改正の件

質 疑

高野委員 ここは結構業績がいい県の施設だと聞いていたんですが、例えば指定管理者が行う業務は利用の承認に関すること、施設及び設備器具の維持保全などで、利用料金を収入させるものとなっているけれども、今まで指定管理者制度にするときにはここは県から補助金を幾ら出します、ここは補助金はありませんという状態でしたよね。今回はどういうことになるんですか？

進藤花き農水産課長 水族館については現状は6,300余万円の管理費で運用しています。今後指定管理者の募集をしてより効率的に運営できるものと考えております。

高野委員 6,300万円の管理費で指定管理者に運営してもらおうということですか。

進藤花き農水産課長 今までの、県の直営でそこを管理する経費として6,300万円余です。

高野委員 ここは、いい施設だと聞いていたから、なぜ指定管理者なのかということがよくわからないのと、6,300万円かかるからその分は自分たちで徴収しなさいということなのか、県の施設だからこれには県から例えば2,000万円出すから指定管理をしてほしいということなのか、その辺を教えてください。

進藤花き農水産課長 水族館についても指定管理者制度の導入について、さまざまな角度から検討を進めてきています。指定管理者制度により、より県民本意の利用ができるだろうということで、導入することにしています。ただ、今後の管理委託料等については現時点では不明です。

高野委員 今かかっている経費は利用者の料金等でかなりまかなえるような状態ですか、それとも半分ぐらいの状態ですか。

進藤花き農水産課長 富士湧水の里水族館の運営管理の平成18年度の収入が3,700万円で、支出が6,100万円という状況です。

高野委員 とすると、あくまでも県の施設としてということだから、県からは多少なりとも補助をしないと、幾ら節約しても、無理ですよ。その辺の基本的な組み立てというのはどうなっているんですか。

進藤花き農水産課長 今、細かいところまではまだ詰めていません。今後、規則をつくって募集要項をつくって、協定書をつくってという手順になります。そして、これは利用料

金制を採用して冬期料金の設定といった民間の市場原理に基づく弾力的な運営をして、より効率的な運営を行っていくこととしています。

高野委員 21年4月1日に向けて指定管理者制度へ移行する施設はこれだけではないですね。

進藤花き農水産課長 この同時期に予定されているのは美術館、文学館、それから、芸術の森など6施設です。

高野委員 来年の4月に移行ということは、この委員会で承認をしたら、他に通過するところはなくて、決定ということになるのですか。

進藤花き農水産課長 今回、この条例案を可決いただくと、5月の上旬には指定管理者の選定委員会を設置しまして、5月、6月に選定委員会で募集要項等を策定します。7月、8月に指定管理者の募集を行い、また9月、10月にはそれを選定して、12月に指定の議決、それから、債務負担行為の設定を議決いただいて、来年1月から3月にかけて協定の締結を予定しています。

高野委員 よくわかりました。

討 論 な し

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第41号 県営土地改良事業施工に伴う市町村負担の件

質 疑

金丸委員 地元負担の比率が違うのは何かの法にのっとっているからですか、どういうわけがこの比率が違うかを教えてください。

加藤耕地課長 これは土地改良法で負担率が決まっていますので、それをもとにしています。

金丸委員 場所によって適用率が違うということですか。100分の10もあれば、6分の1もあったり、ばらばらですが、法律ではどういう適用方法ですか。

加藤耕地課長 県下はすべて同じで、場所によって違いはありません。例えば広域営農団地の農村地域活性化農道整備事業でいいますと10%以内ということで、これは県下でこの事業をやった場合は同じ率ということになります。事業によって国の補助金も違いますし、県の補助金も違うということです。

金丸委員 一番安い負担率で申請することは、偽りになるからできないものですか。

加藤耕地課長 法で決めたとおりでして、これを逸脱することはできません。

討 論 な し

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(橋梁の上部工施行業者について)

- 白壁委員 橋梁の上部工についてお聞きしたいんですが、今、山梨県の中で鋼鉄の橋の上部についての施行ができる業者というのは何社くらいあるんでしょうか。
- 加藤耕地課長 県内において鋼鉄、メタルの橋梁ができる業者として県に申請が上がっている会社は現在2社あります。そのうち1社は去年民事再生手続を申し立てたコマヤマ工業です。
- 白壁委員 もう1社は飯田鉄工ですね。コマヤマ工業は民事再生の最中で一般競争入札には入ってきていませんね。そうすると一般競争入札の中で山梨県の業者は1社のみです。通常一般競争入札というのは2社以上だと思うんですけども、その中に県外の業者が入ってきているんですよ。今は県内に1社しかないからほかの会社が育たないような仕組みになってしまっているんですね。確認ですが、今の一般競争入札というのは何社以上で成立するんでしょうか。
- 加藤耕地課長 今、白壁委員が言われたように2社以上あればということにして、入札の時点では辞退もありますが、公告の段階で2社以上が該当すれば成立となります。
- 白壁委員 2社あって入札の段階で1社辞退したら、そのまま1社が落札できるということでしょうか。
- 加藤耕地課長 まずその前にメタルの橋梁については、基本的に一般競争入札を行っているんですが、その場合は県内という地域指定はありませんので全国を対象にしています。そこが他の道路一般事業の一般競争入札とは少し違うところでして、山梨県内だけが競争の範囲ということではありません。
- 白壁委員 山梨県は今2社あっても、1社は参加できないので1社しかないわけです。そうしたら成立しないから全国範囲になるのは当然なんですけれども、これでは山梨県の鋼構造物の橋梁の業者は成長しないと思うんです。県外の業者が受注するよりも県内の業者に受注させてやりたい。そのためには山梨県の業者を育てないとならないんですよ。今のやり方だと育っていかないんですけれども、この点はどう考えますか。
- 加藤耕地課長 鋼構造物、メタルの橋の関係については非常に特殊な高度な技術を要する分野でして、昔の町工場で作る鉄鋼とはちょっと違うと考えています。ですから、当然工場敷地も大きく設備も大きいものが設置できないと、橋の場合はなかなか厳しい面があります。ですから、委員が言われるような地元業者育成という面から考えますと、下請等の中で技術をはぐくんで、一般競争入札に参加できるようになっていくという、一般的な形をとる以外にはないのではないかと思います。
- 白壁委員 下請をしたら実績になるということでしょうか。
- 加藤耕地課長 下請も実績になります。
- 白壁委員 下請が実績になるのであれば、ぜひするべきだと思いますけれども、自分のと

ころで工場をもっていないとなかなかできないということがあるでしょう。一般競争入札の中に入ろうとしても条件やランクがある。だから、下請をするとしたら工場整備から何から全部しないとならないと思うんですけども、私が言いたいのは伸びていこうとしている鋼構造業者であっても、例えば1,000点以上持っているとしても、実績がない、そして工場がない、だから、入札に参加できないということですね。これを回避するためには、例えば山梨の業者と県外の業者のJVをつくらせるというようなことをしていかないと県内業者が育っていかないと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

加藤耕地課長

非常にこれは難しい問題でして、この問題は耕地課だけの問題ではありません。委員の言われているのは要するに山梨県の企業の育成という意味だと思うんですが、これは他の分野もすべてまさしく同じだと思います。県の場合は格付という制度の中で、さっき委員の言われた点数制度も用いる中で、JV、共同体という仕組みはあるわけですが、まだなかなか業者自体が育ってきてないと私は思っています。

白壁委員

競争入札の話となると所管外ということになってしまいますが、耕地課昨年度の橋の橋梁上部工事を見たら、それほど規模の大きくない長野のヤマウラという会社が受注しているんですよ。だから、今後、山梨県内の公共事業に、ぜひ地元の山梨県の企業が参加できるような御配慮を願いたい。これから業者を伸ばしていくためにもぜひお願いいたします。

遠藤農政部長

今、白壁委員からいろいろ御指摘をいただきましたが、地元の業者を育成するというのも非常に重要な視点だと考えています。ただ、やはり農政部だけでは解決する話ではありませんので、土木部や、森林環境部ともよく連携して対応していきたいと考えています。

その他

・明3月6日午前10時に委員会を開き、企業局関係及び商工労働部・労働委員会関係の審査を行うこととした。

以 上

農政商工観光委員長 浅川 力三